時事新報

版權の保護

古來東洋流の考へ有て著書出版の業は己れ志を言ひ天下國家の爲めゝし世道人心を補益するを以て主眼と爲すものにして時どしては其道の當世に行れざるを憤り著書以て知己を千歳の後に待つと云ふが如く志極めて高尚にして著者一身れ利益云々の思想は曾て其間に往來またることゝ事甚だ美にして嘉みす可きに似たれども所謂儒林の流風ゝして人の生活と重んずる文明の世界には永く行はる可き筆法にあらず今日に於ては著書出版の事も亦純然たる一種の營業にして著述より収入する所れ利益は其人の財産たる可きが故に政府が出版物に對する取締は全く財産保護の精神に出でゝ他の考へを混用せしめざると大切なる可し往日までは此書は風教に益あるを以て出版を許すべし又世治に害ゐるがもゑに禁止すべしと恰も公益一片を主眼にして裁決を爲すの仕來りなりまも出版條例の制定以來版權の法定まりて其著作權に論なく三十年間專賣の特權を附與し、其外ゐ版權享受と保護する條々の厚況は古來の風習を洗盡したる美事なれ共今日出版者の實際を見れば條例の如何に拘はらず財産保護の精神尚は未だ充分に行はれざるの觀なきに非ず遺憾なりと云ふ可し法律の文面には出版屆、版權願とゝに草稿を添ゆるに及たずして唯時に官の認定ゝ於て其書草稿の檢査を要する場合にのみ之を徴するれ制規あれ共出版者に於ては草稿を添へずして却て不意に徴収を促さるゝよりも念の爲めに最初より之を附するれ安全あるに若かずとの用心よりして大概は出版前に版權願と共に草稿を呈して其筋の檢査を待つの風を成したり故に正直にして思慮ある著譯者は常に此順序に從て其間の手數甚だ簡便ならざれども他の狡猾なる著譯家に至て恰かも出版の投機者とも評す可ク者共は其書の完成せざる一部分を抄出して版權の許可を求め或は實は一冊のものと三冊に分ち第一冊の草稿を呈して先づ全部の版權を取り第二第三をば徐々に著譯して世に出をもものあり一目これ事實と見れば別段不都合もあきに似たれども內實は版權を先きに占めさるが爲めに偶然に正業者の筆勞を徒勞に歸せしむるまとあり或は偶然あゝすして巧に其腹案と偷を又は其草稿を瞥見の際に寫し取りて其立案ゝ模する等樣々の秘密手段を以て大なる妨害を爲す者さへなきに非ず律儀なる著譯家の爲めゝは實に氣の毒なる次第にこそあれ竊に西洋諸國の事例を案ずるに政府が出版の取締と爲すゝ二樣の區別あり一いレプレッシーブと稱して既に世に顯はれゝる出版物れいよ〳〵治安に妨害あるか但しゝ又特別の法律を破りゝる其跡にて所實を禁止し或は印刷書を沒取するものなれば之を禁遏法と譯して可あらん二はプレヴェンチーブと申して即ち政府が豫め原稿を檢査し果して治安に害ある可きと認めて其刊行を禁止するの制なり之を豫防法といふ例へば露國などにて政府々先づ出版物の原稿を檢査して其中に危險の文字あゝと思へばこれを塗抹改刪せしめ尚ほ其憂患の絶へざるに於ては悉皆其書籍を不認可にするの事例にして隨分干渉の甚だしき法律なるゝば他の文明諸國の政府に於ては全く趣と殊にし其出版物ゐ對するの取締は唯何樣の著書にても其書籍が世に顯はるゝて公然治安を害したるの場合に之を禁遏するの制規あるのみ何とあるゝば出版物は版權主の正當れ財産にして其使用上社會の公安を妨ゆざる限りい政府より財産權の享受を差止めふる〳〵無理あればあり例へば新聞紙は一箇の營業あり又其社の財産あるものを若し政府に於て日々草稿と徴収して豫防的の檢査を行ひたらんにい其不便利幾何あるべきや新聞紙に從事する人々箇々の良心は決まて公安妨害を屑しとするものゝ非ず正當の範圍內に在て其業を營むものなれば平生い政府の監督と要するに及ばざるなり著譯出版の事も恰もこれと同一にて出版以前草稿の檢査には其用なくたい其書の公然治安を害するれ靡ある之至りて發賣を禁止する事猶は新聞紙に禁停止を命ずゞ如く、行政上臨時の處分を施すこと正當ある可ければなり日本出版條例の精神は前記豫防の法に出でたるものにあらずして即ち出版物を版權主の財産と看做したる寛大の思想に、更に治安妨害の考案を以て少しく制限を加へたるまでに過ぎざれ共其區畫判然たゝずして民間れ臆測窃に草稿の檢査を受けざれば出版も不安心なりと いふの疑心を懷くい我輩に於て遺憾あるとせざるあり故に此條例れ精神を一層明ならまめんが爲め其所望を申さば第一に出版物は其書竣成の後を待てこれに版權を許し以て永成立の權利者が狡猾なる競爭をなすの弊を矯め第二に版權の登記即ち認定は出版者より手數料(實は版權稅)を納め次第、何人にも同等に之を附與すべく第三に又其書冊果まて治安ゝ害あるものならば出版後に政府之を禁遏するゝ決して遲延あゝふざるなり或は斯く言はゝ兒戲の論客輩が法網の緩に乘ゝて激烈ある著譯を公けにするの危險畏るべきに似たれども政府には既に禁遏の權利あれとなれゝ法律と以て此危險を豫防せんとするの策い實際其功なくして正當なる著譯者のみ獨り其迷惑を蒙むることゝ西洋諸國にも間々これあるの話しなれば寧ろ之を不問に附し只管出版者の德義に任せて檢束を加へざる方却て世道の爲めゝ利益ある可しと信ずるものあり

官報

○辭令

上海在勤ヲ命ス　領事　高平小五郎

上海在勤ヲ免ス　領事　高平小五郎

(以上六月六日外務省)

○第一高等中學校と私立學校との聯絡　第一高等中學校は先般府下の私立學校若干と連絡を親密にし充分に該高等中學校に進入するを得へき生徒を養成せしむるとを締約したるを以て爾來生徒募集に際しまて嘗て效驗を得たり現に本年六月募集の際の如き右締約の私立學校より應募せし生徒の數は東京英語學校より二百十四人內合格四十八人共立學校より百七十五人內合格四十七人內合格四人進文學校より六人內合格一人東京全修學校より九十人內合格十四人大學豫備校より三十一人內合格六人獨逸語學校より十四人內合格五人測數會より二人內合格一人東京佛學校より四人內合格二人締約これなき府縣諸學校より右補くる所の應募者總計九百四十八人にして內合格百九十一人なり今此總計九百四十八人の中に就きて比例すれば締約せし私立學校より來る者は百分の六四、七にして其合格者は百分の一四、九に居り締約これなき諸學校より來る者は百分の二九、八にして其合格者は百分の〇三、〇に居るの結果を得たり(文部省)

○日蝕中燈臺點火　來る十九日の日蝕は地方に依り皆既蝕と皆既蝕に近きものあれば各地燈臺燈船等に於て右日蝕點火時間中點火するとゝあせり(逓信省)　(以上本年八月十一日官報)

雜報

**○ヴァンクーヴァと東洋諸港との間に第一等汽船の航海を維持せんが爲め英政府の補助を希望するは實に加奈陀人民が全く其自費を以て築きたる彼の大鐵道の十分に利用せふる〳〵を見んと欲するのみ抑も此新航路より生ずる所の商賣郵便軍事上の利益は加奈陀人民よりも寧ろ英國に屬するものゐて加奈陀は其之を所有するが爲め固より其利益と受くべしと雖ども太平洋海岸の外に其實利を擴張するは當ゝ加奈陀一箇に屬するの事業にあらずして等しく英國及び其東洋の所領地壤太利亞の利害に關する事業と云ふべし而ゑて壤太利亞の諸殖民地い略之を承知しさるはヴァンクーヴァと南太平洋との間に直接の航路の爲めに補助金を出さんゝとを希望せるに因りて明かあり而して此新航路は之を東洋に至る旅客及び郵便貨として使用するゐヒヤノ汽船會社が千八百八十八年に於て新線約の下に就航せしめんと申し出でたる最速れ汽船が倫敦より香港に至る迄に費もべき日數よりも二日を短縮するものゐて上海に至る迄には五日若しくは十日横濱に至る迄は十四日若しくは十八日を減ずるものなり且つ加奈陀太平洋鐵道會社は其補助金を得たる汽船をして元價にて兵卒兵粮と運搬せしめんことを約せるれとならず亦海軍省の監督の下ゝ十八節の速力と有し瞬時ゐして軍艦に變化すべ兒數艘の汽船を構造すべし而して今此等の事を一考し來れば大蔵省の見論を打ち消して毎月一回航海の補助として年々四萬五千フランクと與ふるは誠に望ましき事ゝして若ゝ此れ丈けの補助を與ふるに於ては該事業は必ず興起して英國に最大の利益を與ふべし其十分なる擴張の如きは之を自然の勢ゐ任して可あり而して加奈陀太平洋鐵道會社は既に此新事業を企て三艘の汽船と購入し其一艘は今正に横濱よりヴァンクーヴァ迄第一回の航海を爲したり又我が英國商賈れ競爭者たる獨逸人は彼の太平洋鐵道は東西兩洋間の此大貿易道の重要なる連鎖あるゐとを諳知するのみあらず獨逸の經濟學者も亦能く之を承知する者にて即ち博士ラウレンズヴァンスタイン氏は「英國は今後ろに大ある貿易の新道を開き其領地の憂達を增進し以て商權擴張の新時期に進入したり彼の加奈陀太平洋鐵道の如きは單に其計畫の初歩にして鐵道は固より孤立ゝて生存すべきにあらず然れども今其鐵道を基礎として之に連絡するにヴァンクーヴァよりの太平洋汽船を以てせば其結果は英國より支那日本及び東印度の一部分に至の航路を短縮するに在るべし」と云へり左れば英國が若し其商權擴張れ新時限に入り込まんと欲せば其海外の諸領地に至る五大航路の其一を開通するに付て今日申し出でゝる好機會と不問に附せざるにあるべし(セントゼームスガゼット)

○試驗の結果　南葛飾郡東小松川村は府下第一等の肥沃地と稱ふる所なるが農商務省にては同地へ穀菜試驗場を設け充分の肥料を施し蔬等の良好地味に達するやを試みん爲め本邦の最良種なる綿を植付て肥料も第一等に位する支那產の豆と搾りさる肥料を與へたるに即今一株に付五十本も生ひ立ち繁れ潤澤是の上もなく既に三番草れ手入れ中ありといふ

○麹町衛生會の演說　明十三日午後一時より麹町區元園町麹町小學校に於て開會する麹町衛生會ゐい雨宮校(衛生の本分)常田於龜(演題未定)高木虎鳳(木に緣て魚を求むる勿れ)吉田京佐(體育の一部)佐藤俊(不飲嫌ひ)須藤末吉(日本衛生の進度如何)の諸氏にて當日は吉田京佐氏が發題者とゐりて下掃除及び運搬の方法と討論に付する由あり

○山形通信(八月七日發)　鐵道路線測量　山形鐵道會社にては曩に委員佐藤里治氏と上京せし先てその線路測量の事を奈良原委員に相談し且鐵道局へも其趣きを上申し然るべき技師の派出を乞ひし事は屢々報道せし所なるが同社に於ては今度彌々鐵道局雇技師磯長得三同社雇測量師三浦吉勝の二氏をして宮城縣白石驛より東置賜郡高畑、北村山郡大石田間の測量ゝ從事せしむると

○福嶋通信(八月七日發)　鑛業　福嶋鑛業會社にては今度彌々鐵道局雇技師磯長得三同社雇測量師三浦吉勝の二氏をして宮城縣白石驛より東置賜郡高畑、北村山郡大石田間の測量ゝ從事せしむるとゝあるゝ尤も方に奔走中あり師　デビッソ氏者を得て本年二月以來鑛業の事に從事せしめ目下其成績を見るに至れり

○ヴァンクーヴァ航海の補助　加奈陀政府がヴァンクーヴァと東洋諸港との間に第一等汽船の航海を維持せんが爲め英政府の補助を希望するは實に加奈陀人民が全く其自費を以て築きたる彼の大鐵道の十分に利用せふる〳〵を見んと欲するのみ抑も此新航路より生ずる所の商賈郵便軍事上の利益は加奈陀人民よりも寧ろ英國に屬するものゐて加奈陀は其之を所有するが爲め固より其利益と受くべしと雖ども太平洋海岸の外に其實利を擴張するは當ゝ加奈陀一箇に屬するの事業にあらず實偽ふるゝ其

○日蝕中燈臺點火　來る十九日の日蝕は地方に依り皆既蝕と皆既蝕に近きものあれば各地燈臺燈船等に於て右日蝕點火時間中點火するとゝあせり(逓信省)　(以上本年八月十一日官報)

○日蝕中燈臺點火　來る十九日の日蝕は地方に依り皆既蝕と皆既蝕に近きものあれば各地燈臺燈船等に於て右日蝕點火時間中點火するとゝあせり(逓信省)　(以上本年八月十一日官報)

今般左ノ所ヘ轉居仕候ニ付從前通リ代言辨護ノ依賴ニ應ス
東京市五川區春日町(鎮兵工廠東側)五十番地
[illegible]

一當會社株式ノ內貳百株
右ハ華族正四位[illegible]
ト爲シ[illegible]

華族世襲財產公告

來ル十六日午前十時横濱居留地[illegible]八番館ニ於テ是迄ユ[illegible]
[illegible]小田原通ニ使用セシ四匹幷一匹立馬車[illegible]製
[illegible]具及馬百匹程及ヒ他雜品澤山[illegible]賣ス
[illegible]

肝要の廣告

[illegible]賣
[illegible]